とりまとめ(素案) 第6章「1.対応の基本的な考え方」について

2024年6月19日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会事務局

本日ご議論頂きたいこと

第6章 総合的な対策

- 以下(1)~(4)についてどう考えるか。
- 以下(1)~(4)以外に何かあるか
- 1. 対応の基本的な考え方
- (1)サイバーセキュリティやプライバシー等の関連分野を踏まえた 社会全体による対応の必要性
 - (2) プリバンキングとデバンキングの両輪による対応の必要性
- (3)流通・拡散する情報とそれに付随するデジタル広告への信頼性 に対する相互依存関係を踏まえた対応の必要性
- (4)信頼できる情報の流通促進と違法有害情報の流通抑制の両輪による対応の必要性
- 2. 総合的な対策 ※次回以降ご議論頂く予定
 - ●普及啓発、リテラシー向上、人材育成、ファクトチェックの推進、 技術の研究開発・実証、国際連携・協力以外に何かあるか。
 - ●上記について、具体的な方策として何があるか。

• • • 205

• • • 205

• • • 205

. . . 208

• • • 2 1 1

• • • 2 1 2

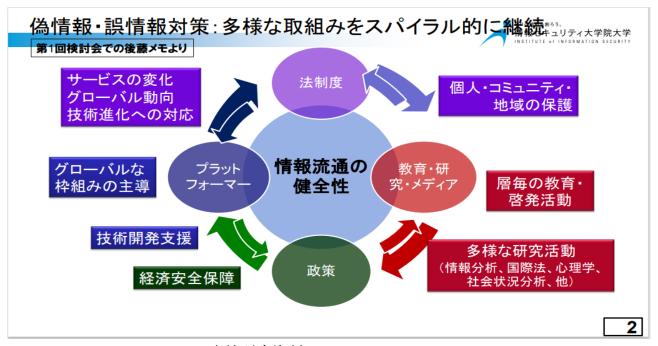
· 214

とりまとめ(素案)第6章「1. 対応の基本的な考え方」(抜粋)①

(1) サイバーセキュリティやプライバシー等の関連分野を踏まえた社会全体による対応の必要性

サイバー攻撃の巧妙化等に伴い、これまでのシステムの脆弱性を狙った攻撃に加えて、フィッシングメールによる人への攻撃や、偽・誤情報等による世論の誘導などが社会に影響を及ぼしている中、SNS等のサービスを利用するユーザー(人)の認識や行動に着目し、セキュリティ技術単体に加え、認知科学、心理学、経済学などの人文・社会科学を含めた学際的アプローチによる個人や集団に対する悪意のある影響を弱める「コグニティブ・セキュリティ」に関する研究が国内外において進められている。また、国際的にはサイバー攻撃と偽誤情報等の流通・拡散への対応について、サイバーセキュリティ対策として一緒に対応する動きや、偽・誤情報等について、情報操作型サイバー攻撃と表現される場合もある。

以上を踏まえると、偽・誤情報等への対応については、サイバーセキュリティ対策と同じく長期戦であり、社会の変化(サービス、技術、教育等)に対応し、また将来の変化を先取りした取組の継続が必要であり、多角的かつスパイラル的に取組を継続する社会的な仕組みづくりが重要である。



(1) サイバーセキュリティやプライバシー等の関連分野を踏まえた社会全体による対応の必要性 [続き]

次に、偽・誤情報により個人の判断が歪められることについては、意思決定への介入によるプライバシー侵害と同じく、個人の認知領域を保護するとともに、これらの個人に対する侵害の集積による社会全体への影響・侵害への対応が重要である。また、本人は偽・誤情報に晒されていることに気づきにくく、歪んだ判断が集積することにより、環境汚染に類する被害がデジタル空間においても生じるおそれがある。そのため、偽・誤情報等への対応については、個人情報・プライバシー保護に関する対策との連携も視野にいれることが重要である。

個人の認知領域の保護と個人情報・プライバシー保護

- 気付いた時には既に浸食
- 意思決定への介入(侵襲)によるプライバシー侵害
- 侵害に気付きにくい
- 1人の権利の侵害が集積することによる社会全体への影響



- 個人の認知領域の保護と個人情報・プライバシー保護の間に共通性を見いだすことができるのではないか。
- 偽誤情報自体には個人情報が含まれるとは限らないものの、個人の判断を歪める行為(侵襲)をプライバシー侵害と捉え、それによる社会への弊害をプライバシー侵害の側面から捉えることはできるのではないか。
- 本人は偽誤情報に晒されていることに気付きにくく、歪んだ判断が集積することにより、環境汚染に類する被害が情報環境においても生じるのではないか。

(1) サイバーセキュリティやプライバシー等の関連分野を踏まえた社会全体による対応の必要性「続き]

さらに、偽・誤情報の認知的な介入に対し、心理的な予防接種により免疫を獲得することや、様々な情報をバランス良く摂取 したり、自らが摂取する情報の真正性や信頼性等を意識すること等による「情報的健康」の観点からは、偽・誤情報等への対応 において、中毒性が高くてカロリーが高いもの等に関する個人の意識が一定程度変化し、また消費者の健康に配慮する企業 が食品市場で積極的に評価されるようになっていること等、食育の分野における取組も参考になる。

2. 健全な情報空間の実現に向けた基本的方向性――「健全な情報空間」とは何か?

2.1

「情報的健康」の実現――「知る自由」の実質的保障 🍑🝑



- (2) 基本的な考え方 ーー「情報的健康」を実現するための条件
- ⑤「情報的健康」を価値とした市場の確立
- "drooling economy"の手ごわさ(安くて、中毒性が高く、カロリーが高いものは、部分 最適)
- →「**食育**」等によって我々の意識が一定程度変化(「後ろめたさ」の意識醸成)
- → 安全性や健康等に配慮しない("よだれ"を分泌させて、欲を満たすだけの)企業は市場 で批判。消費者の健康に配慮する企業が食品市場において積極的に評価される傾向。
- → このような「食」における市場の変容から学ぶ。

とりまとめ (素案) 第6章「1. 対応の基本的な考え方」 (抜粋) ④

(1) サイバーセキュリティやプライバシー等の関連分野を踏まえた社会全体による対応の必要性 [続き]

以上のように、これらサイバーセキュリティ対策、個人情報・プライバシー保護や食育等の他の分野においては、偽・誤情報等の対応と共通する面がある。この点、これらの分野においては、それぞれ基本法等により、基本理念やステークホルダーの責務が規定され、民産学官のマルチステークホルダーの連携・協力による社会全体で対応する枠組みが既に整備されているところ、偽誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応においても、同様の社会全体で対応する枠組みが求められる。

(2) プリバンキングとデバンキングの両輪による対応の必要性

偽・誤情報等への対応について、認知科学や心理学の分野においては、偽・誤情報等が流通・拡散する前の対応と発生後の事後の対応でプレバンク(prebunk)とデバンク(debunk)にわけた上で研究等が進められている (Lewandowsky, Cook, Ecker, et al., 2020)。

プレバンクについては、偽・誤情報等が流通・拡散する前の備えであり、リテラシー向上等が該当する。そして、プレバンクは、短期的な対応と長期的な対応にわけられ、短期的な対応としては、偽・誤情報等の発生が近いうちに高い確率で予想される状況や、すでに偽・誤情報等が一部で発生し人々がそれを目にするのも時間の問題になっている状況における介入(例えば、直前に正しさに注意を向ける介入を行うことで、後続の偽・誤情報等を広めようという意図を低減させること等)がある。また、長期的な対応としては、予め類似した議論に晒しておくことで、将来望まない説得に対する認知的な抵抗力を高めることができるとする接種理論にもとづくものとして、心理的予防接種という手法がある。さらに、より長期的な対応としては、偽・誤情報等に備える能力や資質を涵養するための教育を行うことがあげられる。

プレバンキング

近い将来、誤情報に出くわす可

能性があることを警告する。

受け手を説得しようとする不本

意な試みに対する受け手の精神

的防御を活性化させる

Harjani, T., Roozenbeek, J., Biddlestone, M., van der Linden, S., Stuart, A., Iwahara, M., Piri, B., Xu, R., Goldberg, B., & Graham, M. (2022). A Practical Guide to Prebunking Misinformation.

- 事前に誤情報に対して耐性を築くための方法
 - 接種理論 (inoculation theory)
 - 1960年代に社会心理学者William McGuireによって提唱された理論
 - 医療用ワクチンが将来の感染に対して生理的な抵抗力を与えるように、心理的な予防接種も、 将来の心理操作に対する抵抗力を与えるという考え方にもとづく
 - 心理的予防接種の介入によって、誤情報やプロパガンダによる影響を軽減する実証研究が蓄積 されている





行動心理学に関する予備知識が なくてもプレバンキングを実践 できるよう、学術的研究を実践 的なハウツーガイドとしてまと いたまの

ケンブリッジ大学、Jigsow (Google) 、BBC の共同研究

https://interventions.withgoogle.com/static/pdf/A Practical Guide to Prebunking Misinformation.pdf

れを認識しやすくする。

(2) プリバンキングとデバンキングの両輪による対応の必要性「続き]

また、偽・誤情報等がすでに流通・拡散した状況においては、事後対応としてのデバンクが必要となり、ファクトチェック等が該当する。この点、市民、政策立案者、ジャーナリスト、その他の実務家にむけて、デバンク手法に関する科学的なコンセンサスを示すために作成され、最も包括的な取り組みとして、現在までに蓄積された学術的知見が集約されている「Debunking Handbook 2020」がある。このハンドブックによると、偽・誤情報等に関する心理的特徴とそれを考慮した上で訂正の効果をあげるための留意点が説明されており、例えば、訂正情報を呈示する際の構成デザインとして、事実から述べること、偽・誤情報等を呈示すること、訂正情報を呈示することや事実を最後に再度述べることが示されている。

The Debunking Handbook

48

- The Debunking Handbookは2011年に出版され、改訂版として現在2020年度版を発表。
- 誤情報に対応するため複数の学者による共著のハンドブックとして展開。

[出典]The Debunking Handbook 2020: Downloads and Translations (https://skepticalscience.com/debunking-handbook-2020-downloads-translations.html)

概要

誤情報による損害の可能性(仮訳)



誤情報とは、誤って、あるいは誤解を招く意図をもって拡散された虚偽の情報である。誤解を招く 意図がある場合は、"デマ"と呼ばれる。誤情報は、個人や社会に大きな被害を与える可能性が あり、誤情報に遭遇する前にそれに対して回復力を持たせるか、あるいは人々が暴露された後に それを解読することによって、人々を誤情報から守ることが重要である。

誤情報の執着(仮訳)



事実確認によって、人々の虚偽情報の信頼を減らすことができる。しかし、誤情報は、訂正を受け入れた後も人々の考え方に影響を与え続けることが多く、"継続的影響"として知られている。事実の訂正が効果的であると思われるとしても、人々がそれを認め、自分たちの信念を更新したことが明らかであるため、人々はしばしば他の文脈で誤情報に依存している。例えば、誤情報に間接的にしか関係しない質問に答える場合などである。

すなわち、最大の影響を得るためには、最も効果的なデバンキング手法を用いることが重要である。

The Debunking Handbook 2020 ···

誤情報の執着を防ぐために(仮訳)



誤情報は厄介なため、投与するのが最善である。人に誤解を招くような、あるいは人を操作するような論証戦略の説明によって 果たされる。"接種"と呼ばれる技法は、その後の操作に対して人々を回復力のあるものにする。接種の潜在的な欠点は、誤情報 の技術に関する事前の知識を必要とし、人々が誤情報にさらされる前に投与することが最善であるということである。

頻繁かつ適切な説明(仮訳)



先制できないなら、論破しなければならない。論破が効果的であるためには、詳細な反論を提供することが重要である。(1)なぜ情報が虚偽であることが明らかになったのか、(2)その代わりに何が真実であるのか、を明確に説明する。このような詳細な反論が提供されれば、誤情報は"解き放たれる"。詳細な反論がなければ、誤情報は、訂正を試みてもなお残り続けるかもしれない。

とりまとめ (素案) 第6章 [1. 対応の基本的な考え方」 (抜粋) ⑦

(2) プリバンキングとデバンキングの両輪による対応の必要性[続き]

他方、デバンクにおいては、誤情報持続効果や確証バイアスなど、事後的に行われる訂正の効果を制限する要因の影響がある。そのため、一度正しいと受け入れられた偽・誤情報等の影響を訂正によって事後的に修正することは容易ではない場合には、偽・誤情報等の発生に予め備えるプレバンクが重要になってくる。しかしながら、プレバンクにおいても、これまでの学術研究成果を実践的なガイドにし、行動心理学の予備知識を持たない者が偽・誤情報等に対する防御としてプリバンキングを実践できるようにすることを目的とした「A Practical Guide to Prebunking Misinformation」によると、偽・誤情報等の内容や対象となる情報伝送PFサービスの相違等を考慮せずに対象者を拡大することによる有効性の減少、時間の経過に伴う記憶の低下や、意図しない偽・誤情報等の信用性の向上といった限界もある。

従って、偽誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応においては、双方における課題や限界を補いながら、プレバンクとデバンクの両輪による対応が引き続き重要である。

とりまとめ(素案)第6章「1.対応の基本的な考え方」(抜粋)⑧

(3) 流通・拡散する情報とそれに付随するデジタル広告への信頼性に対する相互依存関係を踏まえた対応の必要性

2021年「インターネット広告に関するユーザー意識調査」(2022年11月17日(一社)日本インタラクティブ広告協会)における「インターネットメディアとインターネット広告への評価は相互に影響し得る」に関する定量調査の結果によると、「有名/信頼できるメディア(サイトやアプリ)」に「不快/不適切な広告」が掲載された場合、メディアへの評価や信頼が大きく下がるとともに、「有名/信頼できる企業や商品の広告」が「不快/不適切なメディア(サイトやアプリ)」に掲載された場合については、広告への評価や信頼度が下がる傾向が見られ、低品質な広告掲載メディアによる広告主のブランド毀損の問題があることが確認されている。

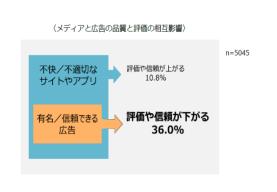
従って、偽・誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応においては、なりすまし型の「偽広告」を含む違法・不当なデジタル広告を掲載されたメディア及びそこに投稿等されるコンテンツの信頼性が低下するとともに、偽・誤情報等の違法・有害な情報が投稿等されるメディアに掲載されたデジタル広告の信頼性が低下(いわゆるブランドセーフティの毀損)するという、それぞれの信頼性に対する相互依存関係を踏まえ、メディア、そこに投稿等されるコンテンツ、そして、デジタル広告の信頼性を確保する観点から対応することが重要である。

"メディア"と"広告"の信頼関係 = ユーザーは広告は掲載メディアと一体評価

▼不快/不適切なメディアに掲載されると、広告への評価や信頼度は低下する

インターネットメディアとインターネット広告への評価の相互影響は、「有名/信頼できる企業や商品の広告」が「不快/不適切なメディア(サイトやアブリ)」に掲載された場合については、広告への評価や信頼度が下がる傾向が見られ、低品質な広告掲載メディアによる広告主のブランド毀損の問題が調査結果からも確認されました。

2022年11月17日一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 公開 「インターネットメディアとインターネット広告の信頼向上に向けて 2021年ユーザー意識調査の結果と課題への取り組み」より引用 https://www.jiaa.org/news/release/20221117_user_chosa/



"メディア"と"広告"の信頼関係 = ユーザーを行動履歴により追いかける広告の限界

▼不快/不適切な広告を掲載すると、メディアへの評価や信頼度は低下する

2020年の定性調査(フォーカスグループインタビュー)で「インターネットメディアとインターネット広告への評価は相互に影響し得る」という示唆を得て、2021年はそれを裏付ける定量調査を行いました。その結果、「有名/信頼できるメディア(サイトやアプリ)」に「不快/不適切な広告」が掲載された場合、メディアへの評価や信頼が大きく下がることがわかりました。

2022年11月17日一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 公開 「インターネットメディアとインターネット広告の信頼向上に向けて 2021年ユーザー意識調査の結果と課題への取り組み」より引用 https://www.jiaa.org/news/release/20221117 user chosa/



MediaString

Copyright © 2023 BI.Garage, Inc. All rights reserved. 33

MediaString

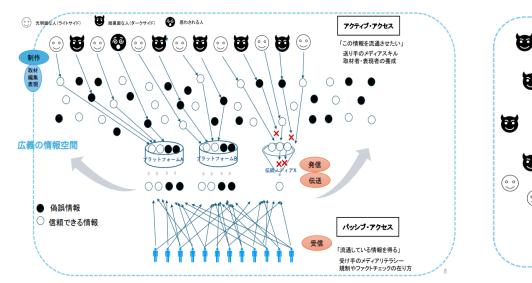
Copyright © 2023 Bl.Garage, Inc. All rights reserved. 34

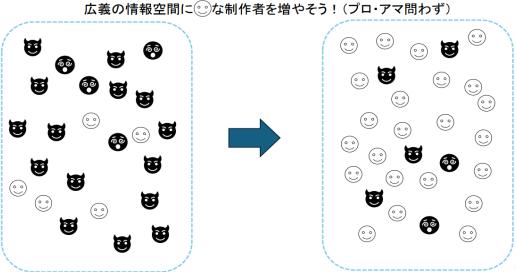
とりまとめ(素案)第6章「1. 対応の基本的な考え方」(抜粋) ⑨

(4) 信頼できる情報の流通促進と違法有害情報の流通抑制の両輪による対応の必要性

デジタル空間における情報流通については、パッシブ・アクセスとアクティブ・アクセスという二面性に分けることができる。 パッシブ・アクセスについては、流通している信頼できる情報や偽・誤情報等の違法有害情報を得るというフェーズであり、この フェーズでは情報受信者のリテラシーやファクトチェックの在り方等が重要となる一方、アクティブ・アクセスについては、信頼できる情報を流通させるというフェーズであり、情報発信者のメディアスキルや取材者・表現者の人材育成等が重要となる。

従って、偽・誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応においては、偽・誤情報等の違法有害情報という悪貨が信頼できる情報という良貨を駆逐しないよう偽・誤情報等の違法有害情報を抑制する取組とともに、良貨としての信頼できる情報が悪貨である偽・誤情報等の違法有害情報を駆逐するという状態をつくり出す取組も重要である。





参考

具体的な方策(普及啓発・リテラシー向上・人材育成等)①

<デバンキングに加えて、プリバンキングの重要性>

偽・誤情報等対策においては、ファクトチェック等による「デバンキング」は重要である一方、誤情報持続効果や確証バイアスなど、事後的に行われる訂正の効果を制限する要因の影響もあることも踏まえ、人々が偽・誤情報にさらされる前に接種(inoculation)投与等する「プリバンキング」も重要。プリバンキングは偽・誤情報に対する心理的耐性を向上させる効果が見られているが、効果検証自体が欧米中心で行われ、日本でどの程度効果があるのかについての研究が不足。以上を踏まえ、総務省におけるこれまでの取組は、ファクトチェックの推進をはじめとして、主にデバンキングの観点からの取組が中心であったところ、今後は、効果検証等において認知科学との連携を強化し、ワークショップや出張講座等による体験型の機会を一層充実しながら、引き続きデバンキングを推進するとともに、プリバンキングの観点からの取組も一層強化することが必要ではないか。

<特定の年齢等の属性に対応した、他分野のアナロジーの活用等によるきめ細やかな対応>

● 普及啓発やリテラシー向上においては、より効果的な対策を実施する観点から、例えば、**健康、食育、環境、プライバシー、**サイバーセキュリティ等の関連する他分野のアナロジーも活用しつつ、青少年、保護者や高齢者等の年齢や性別等の属性に
応じたきめ細やかな対応を充実していくことが必要ではないか。

く一般利用者等による情報受信に加えて、情報発信等の専門的な人材等の育成の重要性>

■ また、普及啓発やリテラシー向上においては、主に「情報受信」の観点から、一般利用者・消費者を対象とした取組が中心であったところ、「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」においては「目指すべきゴール像」として「責任ある情報発信」、「世代共通課題」として「デジタル空間における情報発信者としての意識や社会参加への意識の醸成」が規定され、また、デジタル空間における情報流通の健全性確保のためには、「自由かつ責任ある発信の確保」、「信頼できるコンテンツの持続可能な制作・発信の実現」やプラットフォーム事業者等の取組等の透明性の確保等が基本理念とされていることも踏まえると、今後は、「情報発信」の観点から、発信主体の信頼性等の確認に関する普及啓発・リテラシー向上、カウンター発信のための情報収集・分析(ファクトチェック等)を含む専門的な人材、コンテンツモデレーション人材や教える側の人材等の育成を一層強化することが必要ではないか。

具体的な方策(普及啓発・リテラシー向上・人材育成等)②

<一般的な情報流通に加えて、デジタル広告エコシステム等への対応の重要性>

● 以上の「プリバンキング」や「情報発信」の観点も踏まえて、普及啓発、リテラシー向上、人材育成に今後取り組むにあたっては、一般的な情報流通(発信・伝送・受信)に関する内容のみならず、信頼できる情報の発信にはコストが伴うことや、偽・誤情報等の流通・拡散の構造的な要因となっているインターネットやプラットフォームサービスのメディアインフラとしての構造・ビジネスモデルやデジタル広告エコシステムに関する内容についても考慮し、その内容を一層充実していく必要があるのではないか。

<普及啓発等イベントにおける連携・協力するステークホルダーの多様化、効果的な集中期間の設定>

● 啓発イベント「フェイクニュースと日本 ―私たちにできること・社会としてできること―(G7デジタル・技術大臣会合関連イベント)」への後援、講演及びパネル討論への参加(主催:国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)(2023年4月)や「セキュリティフォーラム2024」における講演(2024年3月)等を実施しているところ、これまでの取組は、主に一般的な情報流通(発信・伝送・受信)に関するステークホルダーを中心するものであり、そして、1日〜数日間での開催あったが、今後は、デジタル広告関係やASEAN等海外も含め多様なステークホルダーとも連携・協力しながら普及啓発・リテラシー向上・人材育成等に関するイベントを実施していくともに、例えば、エイプリルフール(4/1)及び国際ファクトチェックデー(4/2)に加えて、プリバンキングの観点から3/31も含め、3~4月の期間を集中啓発月間として、民産学官のステークホルダーによる各種イベント等を集中的に実施していくことが効果的ではないか。

具体的な方策(ファクトチェックの推進等)①

<持続可能なファクトチェックのためのエコシステムの在り方>

- インターネット上に流通・拡散する偽・誤情報への対応としては、受信者が偽・誤情報にさらされた後にそれを暴露するデバンキングを引き続き推進することが必要であり、情報の発信者以外の第三者が検証可能な当該情報の真偽を判定して発信するファクトチェックが有効な手段の一つとして重要であると考えられる。
- 現在、我が国内では、(特非)インファクト、(一社)セーファー・インターネット協会に設置されている日本ファクトチェックセンター、(一社)リトマスの3団体が国際認証(IFCN認証)を取得し、インターネット上に流通・拡散する情報の中から、社会的影響が懸念されるものを取捨選択し、当該情報が正しいか、誤りを含むものであるか、根拠不明なものであるか等を判定した上で、様々な手段を用いて、ファクトチェック記事等の情報発信している。
- また、伝統メディアにおいて、NHKが、中期経営計画に基づき、拡散する偽・誤情報の検証報道等に取り組み、ファクトチェックやメディアリテラシーなどの偽・誤情報対策について、様々なチャンネルや態様で情報発信している。新聞においても、不確かな情報の真偽検証について、全国紙や地方紙で取り組む例もある。
- 一方、国内では、「ファクトチェック」という用語について「知らない」と回答した割合が50.6%であり、諸外国と比べてもファクトチェックの社会的認知度が比較的に低い状況。また、上記のうち3団体のようなファクトチェック専門機関については、世界的に資金難に直面しており、最近では主な支援元であるプラットフォーム事業者等からの資金の提供が継続的に保証される仕組みが必ずしも十分に確立されておらず、人員整理等が行われている。
- 以上のように、様々な主体によりファクトチェックが行われることは、高次の基本理念である「表現の自由と知る権利の実質的保障及びこれらを通じた法の支配と民主主義の実現」にとって重要である一方で、主に、①ファクトチェック自体の社会的認知度・理解度の不足、②ファクトチェック記事の量的少なさ、③ファクトチェック人材の不足、④財源確保を含めた持続可能な事業モデルの未成熟、といった課題がある。そのため、ファクトチェック機関の独立性確保に留意しつつ、情報流通の各段階(発信・伝送・受信)におけるステークホルダーによる緊密な連携・協力のもと、持続可能なファクトチェックのためのエコシステムを社会全体で構築していくことが必要ではないか。そのための具体的な方策として、どのような取組が必要か。

具体的な方策 (ファクトチェックの推進等) ②

<市民参加型のファクトチェックの推進>

● 例えば、国内におけるファクトチェックの普及・推進活動を行っている非営利団体である(特非)ファクトチェック・イニシアティブにより、国内のファクトチェック記事を集約・一覧化し検索可能とするプラットフォーム(アプリ)「FactCheck Navi」が一般に公開されたり、また、日本ファクトチェックセンターではアメリカのNPO団体Meedanと連携し、メッセンジャーアプリ(LINE)と同センターのファクトチェック記事データベースとMeedanのAIを組み合わせ、同センターのLINEアカウントへユーザーがファクトチェックに関する質問を投稿すると、関連するファクトチェック記事を紹介するチャットボットの提供を開始するなど、市民自らがファクトチェックをしやすい環境づくりを進めている。このような取り組みは、受信者一人一人が参加しやすいUIやUXを通じて、ファクトチェックの認知度向上に資するとともに、受信者自らファクトチェックするといった姿勢を涵養する上で重要と考えられる。我が国においても、このような取組が必要か。

<プラットフォーム事業者による取り組みの推進>

● プラットフォーム事業者においては、主に海外において、そのポリシー等で禁止される偽・誤情報に対して、コンテンツモデレーション等を実施するにあたって、第三者のファクトチェック機関と連携し、当該機関によるファクトチェック結果を踏まえ、そのSNS等サービスにおいて、投稿にラベル付与したり、投稿を削除する等の取り組みを実施している。また、このために、ファクトチェック機関に対する財政支援等も行っている。我が国においても、このようなプラットフォーム事業者による取り組みを一層推進していくことが必要ではないか。そのための具体的な方策として、どのような取組が必要か。

具体的な方策(ファクトチェックの推進等)③

<伝統メディアによる取り組みの推進>

● 伝統メディアにおいては、信頼できるコンテンツの制作・発信に関する方法論やノウハウの共有等を含め、他のステークホルダー(プラットフォーム事業者、ファクトチェック機関、クリエイター、消費者を含む市民社会など)と緊密に連携することが期待されている。報道を通じたファクトチェック等の取組をより一層推進していくことや、人材やノウハウ等を通じてファクトチェック関連団体と連携・協力することが重要ではないか。そのための具体的な方策として、どのような取組が必要か。

<ファクトチェック人材の育成>

- 例えば、日本ファクトチェックセンターでは、「ファクトチェック・リテラシー講師養成講座」として、YouTube動画を活用した授業を実施できるように教職員らを対象とした講座を実施し、テストに合格した受講者には動画を活用した授業プランや教材も提供し、認定トレーナーとしてファクトチェックやメディアリテラシーの普及に取り組んでもらう取組を実施予定であるなど、ファクトチェック人材育成のための取組を検討している。
- 人材不足という課題に対処するため、**様々なステークホルダーからの支援の元、ファクトチェック人材を育成、拡充していく** ことが必要ではないか。そのための具体的な方策として、どのような取組が必要か。

くデジタル広告エコシステムとの連携>

● 違法・不当な広告を掲載されたメディアの信頼性低下、又は違法・不当なコンテンツを含むメディアに掲載された広告の信頼性低下(いわゆるブランドセーフティ)といった形で、広告と広告が付随するコンテンツ及びそれが掲載されるメディアが相互の信頼性に影響与えることを通じ、デジタル空間における情報流通の健全性を脅かしている現状を踏まえると、このようなデジタル広告エコシステムを巡る課題に対しても、ファクトチェック関連団体の役割が重要ではないか。そのための具体的な方策として、どのような取組が必要か。

具体的な方策(技術の研究開発・実証)

<偽・誤情報等対策技術の研究・開発・社会実装の推進>

- 総務省令和5年度補正予算により、令和6年度では、インターネット上で流通する情報について、生成AIにより生成されたコンテンツのうち、人物又は街並み・風景に関する画像・映像を判別する技術の開発・実証を実施。今後は、生成AIにより生成された音声に係るコンテンツを判別する技術等の開発・実証等、取組を一層進めるなど、偽・誤情報等対策技術の研究・開発・社会実装を引き続き推進していくことが必要ではないか。さらに、このような対策技術については、偽・誤情報等の流通・拡散は国内のみならず国際的な課題でもあることから、国内における社会実装のみならず、海外における実装など国際展開を推進することが必要ではないか。
- 発信者の信頼性等を受信者が容易に判別可能とする技術など、発信者情報の実在性・信頼性を確保する技術の開発・ 社会実装の推進に加え、インターネット上の情報は国際的に流通・拡散することから、国際標準化を含む国際展開を推進 することが必要ではないか。
- アドフラウド対策として、広告主、広告会社、DSP等、広告枠の買い付け側による広告掲載先の指定やコントロール可能な 広告商品・サービスの選択が進められている。具体的には、各事業者において、AIを用いて不正な広告の自動検知をするアド ベリフィケーション技術を提供するベンダー事業者との接続などの対策を実施しているところ、このようなアドベリフィケーション技術 や違法不当な広告や広告掲載先メディアの自動審査技術など、デジタル広告関連技術等の研究・開発・社会実装を推進 すべきではないか。

具体的な方策(国際連携等)

<国際連携・協力の推進>

- 偽・誤情報は国境を越えて流通・拡散されることから、各国政府を含む民参学官の様々なステークホルダー間の連携・協力が必要。例えばEPaDの作成・公表などG7レベルでのマルチステークホルダーによる取組を実施しているものの、更なる国際連携・協力を推進するべきではないか。具体的には、例えば、ASEAN諸国等との普及啓発・リテラシー向上・人材育成のための連携・協力を進めるべきではないか。
- さらに、APAC Trusted Media Summit等でのファクトチェッカー同士の情報共有が図られてきたところ、本年の開催見込みが立っていないなど、ファクトチェッカーによる連携の場が減少している。**このような場の設置の支援など、ファクトチェッカー** 同士による情報共有を促進することが必要ではないか。
- 偽・誤情報への対応には各国政府との連携・協力が重要であるところ、「デジタルエコノミーに関する日米対話(第 14 回会合)」(2024 年 2 月)、「日 EU・ICT 政策対話(第 29 回)」(2024 年 2 月)、「日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合」(2024 年 4 月)を実施してきた。また、「OECD 閣僚理事会」(2024 年 5 月)において、人工知能に関する理事会勧告(Recommendation of the Council on Artificial Intelligence)が改定され、誤情報や偽情報に対処し、生成 AI に関して情報の完全性を保護することの重要性の高まりが反映された。このような取組を引き続き実施することを含め、米国・EU・英国・豪州等とのバイやG7・OECD等マルチによる連携・協力を推進することが必要ではないか。